



## 8 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

## 9 勤務条件等

### (1) 基本報酬 (令和7年度 現行額)

月額38,700円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

### (2) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

### (3) 休暇

年次有給休暇 (時間単位の取得が可能)

### (4) 条件付採用

改正地方公務員法 (令和2年4月1日施行) 第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 10 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。